

○一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成29年9月26日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成29年一宮町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サーフィン関係の認定)

第2条 条例第2条第2項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（以下「省令」という。）第1条の3第1項1の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図

(2) 用途別床面積求積図

2 条例第2条第2項の規定による認定の内容を変更しようとする場合については、前項の規定を準用する。ただし、軽微な変更は除くものとする。

3 町長は、第2条第1項による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上、認定又は不認定の決定をし、当該申請書を提出した者に対し、認定（不認定）通知書（別記第2号様式）に、申請書の副本を添えて通知するものとする。

(不適合建築物等の届出)

第3条 条例第6条（条例第7条又は条例第12条において準用する場合を含む。）の規定による制限の緩和を受けようとする者は、当該建築物及び工作物の制限の緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第3号様式）の正本及び副本を町長に提出しなければならない。

(許可の申請等)

第4条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（建築物）（別記第4号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項1の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図

(2) 許可を必要とする理由書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 条例第12条の規定において準用する条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（工作物）（別記第5号様式）の正本及び副本に、前項第1号から第3号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（許可の決定等）

第5条 町長は、前条に規定する許可申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、許可又は不許可の決定をし、当該申請書を提出した者に対し、許可等決定通知書（建築物・工作物）（別記第6号様式）に、申請書の副本を添えて通知するものとする。

（意見の聴取の通知及び公告）

第6条 町長は、条例第9条第2項の規定による意見の聴取を行うときは、意見の聴取の事由、日時及び場所を、開催の3日前までに出席を求める利害関係人に意見聴取開催通知書（別記第7号様式）により通知するとともに、これを公告するものとする。

2 利害関係人の住所の不明その他やむを得ない理由があるときは、前項の公告をもって意見の聴取の通知に代えるものとする。

（利害関係人の代理人）

第7条 利害関係人は、やむを得ない理由により、意見の聴取に出席できないときは、代理人を出頭させることができる。この場合において、利害関係人は、その期日の前日までに、代理人出席届（別記第8号様式）を代理の関係が分かる書類を添え、町長に提出しなければならない。

（証人等）

第8条 利害関係人又は代理人（以下「利害関係人等」という。）は、意見の聴取に際し証人を出席させ、意見又は事実を陳述させることができる。この場合において、利害関係人等は、その期日の前日までに、証人出席届（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（意見の聴取の期日の延期）

第9条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができないときは、意見の聴取の期日を変更することができる。この場合において、町長は、必要に応じて意見の聴取の場所を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により、意見聴取の期日を変更するときは、利害関係人等に対し、意見聴取期日等変更通知書（別記第10号様式）により通知するとともに、これを公告するものとする。

（意見の聴取の主宰等）

第10条 意見の聴取は、町の職員のうちから町長が指名する者（以下、「主宰者」という。）が主宰する。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（意見の聴取の方法等）

第11条 意見の聴取は、口述審問により行う。

2 意見の聴取における発言をしようとする者は、主宰者の許可を受けなければならない。

3 傍聴人は、発言することができない。

（陳述書の提出）

第12条 利害関係人等は、意見の聴取への出席に代えて、主宰者に対し、その期日までに陳述書を提出することにより口述審問に代えることができる。この場合において、主宰者は補助職員に陳述書を朗読させるものとする。

（権利の放棄）

第13条 主宰者は、利害関係人等が正当な理由なく意見の聴取に出席せず、かつ、前条の陳述書を提出しないときは、これらの者に対し改めて意見を述べ、又は陳述書を提出する機会を与えることなく、意見の聴取に関する権利を放棄したものとみなす。

2 意見の聴取に出席した利害関係人等が、主宰者の質問に答えず、又は主宰者の許可がないにもかかわらず退場したときは、前項の規定を準用する。

（秩序維持）

第14条 主宰者は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置を執ることができる。

（記録）

第15条 主宰者は、意見の聴取の出席者の氏名、議事の次第及び内容の概要を補助職員に

記録させるものとする。

(費用弁償)

第16条 町長は、意見の聴取によって生じる利害関係人等及び証人に係る費用は弁償しない。

(補足)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、条例で定める日から施行する。